

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和6年2月19日午前9時00分琴平町総合センター2階大ホールに召集する。

出席委員		欠席委員			
3	山田 悟	10	西島 好弘	2	都村 尚志
1	大森 薫之			11	山本 修司
4	神餘 哲夫				
5	西山 盟				
6	高尾 剛				
7	宮武 悟				
8	大場 重信				
9	宮脇 久雄				

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二
書記 植田 康紀

<議事日程>

議案第1号 農地法第5条許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第18条通知について
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は4番の神餘委員と、10番の西島委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第1号1 農地法第5条許可申請について**事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号1 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

お手元の議案書4ページをご覧ください。

申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所は、県道丸亀三好線と町道分木古川線の交差から東へ約340mに位置する農地です。

譲受人は現在、高松市に居住しており、申請地に隣接する両親の家まで毎週4、5日介護のために往復しています。しかし、高松と琴平の往復が精神的にも体力的にも困難となっており、譲渡人である親戚の所有する土地で住宅を建てる計画を考えました。譲渡人は東京に居住しており農地の維持管理も困難であり、周辺の候補地の中から利便性、周辺地への影響等を比較検討した結果、今回の申請となりました。

1種農地ではありますが集落接続要件を満たしておりますし、水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等の添付書類も揃っています。また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号1について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。譲受人は両親が居住する家に隣接する農地で家を建てるという計画の中で候補地を選定し、比較検討した結果、実家の西側に隣接する譲渡人である親戚が所有する農地を利用することで話がまとまり、今回の申請となったようです。周辺の農地に支障が生じるおそれはありませんし、地元水利や近隣農地の所有者との調整も完了しています。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号1について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号1について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号1 農地法第5条許可について挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号1 原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第1号2 農地法第5条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号2 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

お手元の議案書4ページをご覧ください。

申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所は、町道苗田本条線と町道横瀬塚狭線の交差から東へ約120mに位置する農地です。

譲受人は賃貸住宅に居住していますが、子供が生まれ手狭となってきた為、妻の母である譲渡人が所有する土地で分家住宅を建てる計画を考えていました。今後、高齢となる両親の介護や身の回りの世話をすることを考慮し、周辺の候補地の中から利便性、周辺地への影響等を比較検討した結果、妻の実家の南側に隣接する農地を使用貸借権により利用することで話がまとまり、今回の申請となりました。

水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号2について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。譲受人は譲渡人である妻の母が所有する実家の近隣の農地を利用し家を建てるという計画の中で候補地を選定し、比較検討した結果、妻の実家の南側に隣接する農地を利用することで話がまとまり、今回の申請となったようです。周辺の農地に支障が生じるおそれはありませんし、地元水利や近隣農地の所有者との調整も完了しています。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号2について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号2について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号2 農地法第5条許可について挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号2 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第2号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書5ページをご覧ください。
農用地利用集積計画総括表 申請番号1～2について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。
以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。
よろしく願いいたします。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **報告第1号 農地法第18条通知について**、事務局より説明をお願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

会長 全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 琴平町地域農業再生協議会の案内。

会長 次回は、令和6年3月19日（火）午前9時から琴平町総合センター2階大ホールで行います。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。